

北上市業務委託（建設関連業務）契約別記新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前金払)</p> <p>第27条 受託者は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下本条及び次条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、業務委託料の10分の<u>4</u>以内の前払金の支払いを委託者に請求することができる。</p> <p>2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p>3 受託者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の<u>4</u>から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を読み替えて準用する。</p>	<p>(前金払)</p> <p>第27条 受託者は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下本条及び次条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、業務委託料の10分の<u>3.5</u>以内の前払金の支払いを委託者に請求することができる。</p> <p>2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p>3 受託者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の<u>3.5</u>から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を読み替えて準用する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	